

改正

平成26年10月16日規則第19号 令和2年3月27日規則第5号

駒ヶ根市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び駒ヶ根市景観条例（平成25年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

(面積及び高さの算定方法)

第3条 次の各号に掲げる面積及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 床面積 建築物の各階又はその一部で、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。
- (2) 築造面積 工作物の水平投影面積による。
- (3) 高さ
 - ア 建築物及び土地に定着して建設される工作物 地盤面からの高さによる。
 - イ 建築物に定着し又は継続して設置される工作物 当該建築物の高さを除いた高さによる。

2 前項第3号の「地盤面」とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

(届出)

第4条 省令第1条第1項及び条例第11条第2項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第1号）によるものとする。

(届出書に添付する図書)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合にあつては、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮

尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、次に掲げる図書
 - ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - イ 廃土のたい積方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
 - ウ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあつては、たい積する場所及び方法を明らかにする図面
- (6) 周辺住民等への説明会、協議等を行った場合は、当該説明会、協議等の経過等を記録した図書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の添付図書を省略し、又は添付図書以外の図書の提出を求めることができる。

（届出を要しない行為の規模等）

第6条 景観育成重点地区における条例第13条第5号の規則で定める工作物は、別表第1の第1欄に掲げる景観育成重点地区における第2欄に掲げる工作物とする。

2 景観育成重点地区における条例第13条第5号の規則で定める規模は、別表第1の第1欄に掲げる景観育成重点地区における第3欄に掲げる行為について、第4欄に掲げる規模とする。ただし、第3欄中第1号から第5号までに掲げる行為にあつては、当該行為に係る建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（面積が3平方メートルを超えるものに限りに、営利を目的としないものを除く。）があるもの（当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。）を除く。

第7条 景観育成重点地区の区域以外の区域における条例第13条第5号の規則で定める工作物は、別表第2の第1欄に掲げる工作物とする。

2 景観育成重点地区の区域以外の区域における条例第13条第5号の規則で定める規模は、別表第2の第2欄に掲げる行為について、第3欄に掲げる規模とする。ただし、第2欄中第1号から第

5号までに掲げる行為にあつては、当該行為に係る建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（面積が10平方メートルを超えるものに限り、営利を目的としないものを除く。）があるもの（当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く。）を除く。

（許可等を受けて行う届出を要しない行為）

第8条 条例第13条第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- （1） 砂防法（明治30年法律第29号）の規定に基づき許可を受けて行う行為
 - （2） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定により届け出て行う行為
 - （3） 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理事業の施行として行う行為及び同法第3条第2項に規定する土地区画整理組合が土地区画整理事業の施行として行う行為
 - （4） 河川法（昭和39年法律第167号）の規定に基づき、河川管理者の許可又は承認を受けて行う行為
 - （5） 自然公園法（昭和32年法律第161号）第16条第3項の規定による認可を受けて行う行為及び同法第20条第3項又は第21条第3項の規定により許可を受けて行う行為
 - （6） 長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第10条第3項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第12条第1項又は第17条第1項の規定により届け出て行う行為
 - （7） 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第13条第1項（第34条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第14条第1項（第29条及び第34条において準用する場合を含む。）又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
 - （8） 駒ヶ根市文化財保護条例（昭和52年条例第16号）第14条第1項の規定による許可を受けて行う行為及び同条例第15条第1項又は第27条第1項の規定により届け出て行う行為
- （勧告）

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

（勧告に従わない旨の公表）

第10条 条例第16条第1項の規定による公表は、勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては代表者の氏名並びに勧告の概要その他必要な事項を公告することにより行うほか、広く市民に周知させる方法により行うものとする。

2 市長は、前項の公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、景観区域内行為に対す

る勧告に係る経過及び事実の公表通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（変更命令）

第11条 法第17条第1項前段の規定による命令は、特定届出対象行為変更命令書（様式第4号）により行うものとする。

（期間の延長）

第12条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（様式第5号）によるものとする。

（適合通知）

第13条 条例第19条の規定による通知は、景観計画区域内行為適合通知書（様式第6号）によるものとする。

（身分証明書）

第14条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第7号）とする。

（景観重要建造物指定の通知等）

第15条 法第21条第1項（法第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 省令第8条第2項の規定により定める方法は、同条第1項第6号に掲げる事項を示した縮尺2,500分の1以上の図面を送付する方法とする。

（景観重要建造物を表示する標識）

第16条 法第21条第2項に規定する標識に表示する内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 指定番号及び指定年月日
- （2） 景観重要建造物の名称及び所在地

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第17条 条例第22条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- （1） 景観重要建造物が滅失するおそれがあると認めるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失を防ぐ措置を講ずること。
- （2） 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。
- （3） 法第19条第1項に規定する土地その他の物件に存する樹木で、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成しているものにあつては、条例第27条各号に掲げる基準に準じて管理すること。

(景観重要樹木指定の通知等)

第18条 法第30条第1項(法第35条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(景観重要樹木を表示する標識)

第19条 法第30条第2項に規定する標識に表示する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要樹木の名称、樹種及び所在地

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 条例第27条第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認められるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観まちづくり団体の認定要件)

第21条 条例第31条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の活動がその活動区域の景観の育成に有効であると認められること。
- (2) 活動区域内の多数の住民により組織されていると認められること。

(景観まちづくり団体の認定申請等)

第22条 条例第31条第2項の規定による申請は、景観まちづくり団体認定申請書(様式第10号)によるものとする。

2 前項の申請書には次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(景観育成住民協定の認定申請)

第23条 条例第34条第1項の規定により景観育成住民協定の認定を受けようとする住民協定の締結者の代表者は、駒ヶ根市景観育成住民協定認定申請書(様式第11号)に、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住民協定に係る協定書の写し

(2) 住民協定の区域を示す図面

2 条例第34条第1項の規定により景観育成住民協定として認定する住民協定の内容は、次の各号いずれにも該当する協定の内容とする。

(1) その協定の内容が景観区域内の一団の土地で、次のアからウまでに掲げるいずれかの土地を対象としていること。

ア 0.1ヘクタール以上の土地

イ 30棟以上の建物をその範囲に含む土地

ウ 沿道等おおむね100メートル以上にわたる土地

(2) その協定の内容に建築物及び工作物の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又はまち並みの美化等良好な景観づくりに関する事項が定められていること。

(3) その協定の有効期間が原則として5年以上であること。

(4) その協定が協定の対象となる区域内の住民等（当該区域内の土地の所有者並びに建物の所有者及び借地権者をいう。）のおおむね3分の2以上の者の合意によるものであること。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第19号）

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

第1欄 景観育成 重点地区の名称	第2欄 工作物	第3欄 行為	第4欄 規模
駒ヶ根高原 西山山麓エリア家 族旅行村より南側 駒ヶ根インター出	(1) コンクリートプラ ント、クラッシュプラ ントその他これらに類 するもの	(1) 建築物の新築、増 築、改築又は移転	当該行為に係る部 分の床面積の合計が 10平方メートル以下 であるもの

入口付近 文化センター周辺 駒ヶ根駅前 景観道路軸 景観育成住民協定 地区	(2) 自動車車庫の用途に供する施設	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る面積25平方メートル以下であるもの
	(3) 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設		
	(4) 汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設	(3) 第2欄の(1)から(4)までに掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(以下「建設等」という。)	当該工作物の高さが10メートル以下であり、築造面積が20平方メートル以下であるもの
	(5) 電気供給若しくは電気通信のための施設又は太陽光発電施設(同一又は一団の土地に設置するものに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)その他これに類するもの	(4) 第2欄の(5)に掲げる工作物の建設等(法律により電気の供給、電気通信役務の提供等が義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為を除く。)	当該工作物の高さが8メートル以下であり、設置面積の合計が500平方メートル以下であるもの
	(6) 上記以外の工作物	(5) 第2欄の(6)に掲げる工作物の建設等	当該工作物の長さが10メートル以上の場合は高さ1.5メートル未満、長さ10メートル未満の場合は高さ5メートル以下であ

			るもの
		(6) 政令第4条第1号 に掲げる行為	地形の外観の変更 に係る土地の面積が 300平方メートル以下 であり、当該行為によ り生じる法面・擁壁の 高さが1.5メートル以 下であるもの
		(7) 政令第4条第4号 に掲げる行為	その高さが3メー トル以下であり、その 用に供される土地の 面積が100平方メー トル以下であるもの

別表第2 (第7条関係)

第1欄 工作物	第2欄 行為	第3欄 規模
(1) コンクリートプラン ト、クラッシュプラント その他これらに類するも の (2) 自動車車庫の用途に 供される施設	(1) 建築物の新築、増築、改築又 は移転	当該行為に係る部分の床面 積の合計が10平方メートル以 下であるもの
	(2) 建築物の外観を変更するこ ととなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更に係る面積が 50平方メートル以下であるも の
(3) 飼料、肥料、石油、ガ ス等を貯蔵する施設	(3) 第1欄の(1)から(4)まで	当該工作物の高さが10メー トル以下であり、築造面積が
(4) 汚物処理場、ゴミ焼却 場その他の処理施設	に掲げる工作物の新設、増築、改 築若しくは移転、外観を変更する	100平方メートル以下であるも の
(5) 電気供給若しくは電 気通信のための施設又は 太陽光発電施設 (同一又は	こととなる修繕若しくは模様替 え又は色彩の変更(以下「建設等」 という。)	
一団の土地に設置するも	(4) 第1欄の(5)に掲げる工作	当該工作物の高さが10メー

<p>のみに限り、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。) その他これに類するもの</p> <p>(6) 上記以外の工作物</p>	<p>物の建設等(法律により電気の供給、電気通信役務の提供等が義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為を除く。)</p>	<p>トル以下であり、設置面積の合計が500平方メートル以下であるもの</p>
	<p>(5) 第1欄の(6)に掲げる工作物の建設等</p>	<p>当該工作物の長さが10メートル以上の場合は高さ1.5メートル未満、長さ10メートル未満の場合は高さ10メートル以下であるもの</p>
	<p>(6) 土石の採取又は鉱物の掘採</p>	<p>地形の外観の変更に係る土地の面積が1,000平方メートル以下であり、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが2メートル以下又は長さが10メートル以下であるもの</p>
	<p>(7) 土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く)</p>	<p>地形の外観の変更に係る土地の面積が500平方メートル以下であり、当該行為により生じる法面又は擁壁の長さが20メートル以下の場合は高さ3メートル以下、長さが20メートルを超える場合は高さ2メートル以下であるもの</p>
	<p>(8) 政令第4条第4号に掲げる行為</p>	<p>その高さが3メートル以下であり、その用に供される土地の面積が300平方メートル以下であるもの</p>

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(届出先) 駒ヶ根市長
 (〇〇課)

住 所
 連 絡 先
 氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の 場所	駒ヶ根市				
	景観計画区域内		景観育成重点地区 () その他 ()		
行為の 種類	建 築 物	用途			
		区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	建 築 面 積	㎡	
			延 べ 床 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	㎡	
	特定外観意匠面積		㎡		
	工 作 物	種類・用途			
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更 (修繕・模様替・色彩変更)		
		規 模	築 造 面 積	㎡	
			高 さ	m	
			長 さ	m	
特定外観意匠面積			㎡		

	土地の形質の変更	種類	法第 16 条第 1 項第 3 号・政令第 4 条第 1 号		
		目的			
		規模	面積	m ²	
			法のり 法面又は擁壁の高 さ及び長さ	高さ	m
	長さ	m			
屋外における 物件の堆積 <small>たいせき</small>	種類				
	規模	面積	m ²		
		高さ	m		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は 施工方法					
	景観育成のために 特に配慮した事項				

- (備考) 1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 行為の種類欄は、該当する部分のみに記入してください。

勧告書

様

駒ヶ根市長

印

年 月 日付けで届出があった景観計画区域内における行為について、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、駒ヶ根市景観条例第16条第1項の規定により、勧告に従わなかった旨を公表することがあります。

行為者	氏名・名称	
	住所・所在地	
行為の場所	駒ヶ根市	
行為の種類		
勧告事項		
履行期限	年 月 日	
報告期限	年 月 日	
報告先		

第 号
年 月 日

景観区域内行為に対する勧告に係る経過及び事実の公表通知書

様

駒ヶ根市長

印

年 月 日付け第 号により景観法第16条第3項の規定に基づく勧告を行いましたが、その勧告に従わないと認められたため、駒ヶ根市景観条例第16条第1項の規定により次のとおり公表します。

なお、駒ヶ根市景観条例第16条第2項の規定により意見を述べることを希望する場合は、その旨を 年 月 日までに書面により申し出てください。

公表予定の内容	
氏名又は名称及び代表者氏名	
住所又は所在地	
勧告の内容	
勧告に従わない事実	
その他	

特定届出対象行為変更命令書

様

駒ヶ根市長

印

景観法第17条第1項の規定により、先に届出があった行為について、良好な景観形成のための行為の制限に適合するよう、設計の変更その他必要な事項を次のとおり命じます。

行為者	氏名・名称	
	住所・所在地	
行為の場所	駒ヶ根市	
行為の種類		
命令の内容、 条件及び理由		

様式第5号 (第12条関係)
様式第5号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

期間延長通知書

様

駒ヶ根市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、
下記のとおり同条第2項の期間を延長しましたので、通知します。

行為の場所	駒ヶ根市
行為の種類	
延長する期間	
延長の理由	

第 号
年 月 日

景観計画区域内行為適合通知書

様

駒ヶ根市長

印

年 月 日付で届出のあった行為について、良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないと認め景観法第18条第2項の規定により期間を短縮しましたので、駒ヶ根市景観条例第19条の規定により通知します。

なお、同法第18条第1項本文の規定にかかわらず、この通知を受け取った日以後、当該行為に着手することができます。

行為の場所	駒ヶ根市
行為の種類	
その他	

(表)

第	号
身分証明書	
所属 職名 氏名	
上記の者は、景観法に規定する原状回復等及び立入検査又は立入調査を行う者であることを証明する。	
年	月 日 交付
駒ヶ根市長	
印	

(裏)

<p>1 この証明書は、景観法第17条第6項又は第23条第2項(第32条第1項において準用する場合を含む)の規定による原状回復等を行う場合、及び第17条第7項の規定による立入検査又は立入調査を行う場合において携帯するものとし、関係人の請求があった場合は提示しなければならない。</p> <p>2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 この証明書は、その資格を喪失した場合は、ただちに返納しなければならない。</p>
--

第 号
年 月 日

景観重要建造物指定通知書

様

駒ヶ根市長

印

景観法第19条第1項の規定により下記の建造物を景観重要建造物に指定したので、同法第21条第1項の規定により通知します。

指定の番号及び 指定年月日	第 号 年 月 日
景観重要建造物の 名称	
景観重要建造物の 所在地	駒ヶ根市
景観重要建造物の 所有者の氏名及び 住所	住 所 氏 名
指定の理由	
景観法第19条第1 項に規定する土地 その他の物件の範 囲	(別添 範囲図)

第 号
年 月 日

景観重要樹木指定通知書

様

駒ヶ根市長

印

景観法第28条第1項の規定により下記の樹木を景観重要樹木に指定したので、同法第30条第1項の規定により通知します。

指定の番号及び 指定年月日	第 号
	年 月 日
景観重要樹木の名 称及び樹種	
景観重要樹木の 所在地	駒ヶ根市
景観重要樹木の 所有者の氏名及び 住所	住 所 氏 名
指定の理由	

景観まちづくり団体認定申請書

年 月 日

(申請先) 駒ヶ根市長
(〇〇課)

(申請者)
団体名
事務所所在地
代表者名

駒ヶ根市景観条例第31条の規定により、景観まちづくり団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の名称	
主たる事務所等の所在地	
構成員の数	
活動の目的及び内容	

添付書類

- 1 活動の区域を示した図面
- 2 構成員の名簿
- 3 事業計画書
- 4 その他市長が必要と認める書類

駒ヶ根市景観育成住民協定認定申請書

年 月 日

(申請先) 駒ヶ根市長
(〇〇課)

(申請者)
団体名
事務所所在地
代表者名

駒ヶ根市景観条例第34条の規定により、駒ヶ根市景観育成住民協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協定の名称			
協定に係る区域 (地区名)			
協定者数	人	住民等の数	人

添付書類

- 1 住民協定書の写し
- 2 住民協定の対象となる区域を示す図面
- 3 その他市長が必要と認める書類